

学校保健安全法施行規則の改正について

令和 4 年 11 月

1 改正の趣旨

- 令和 4 年 9 月に静岡県牧之原市の認定こども園において、送迎用バスに園児が置き去りになり、亡くなる事故が起きた。この事故を受け、こども政策担当大臣を議長とする関係府省会議が開催され、幼児等の所在確認と安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が 10 月に取りまとめられたところ。
- 「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を踏まえ、学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）について、所要の改正を行う。

2 改正の概要

- 学校保健安全法施行規則において以下 2 点を義務付ける。
 - ※ 保育所や認定こども園等についても、関係府省令等において、児童等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける規定が設けられる予定。
- ① 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び専修学校）において、児童生徒等の通学、校外学習等のために自動車を運行するときは、児童生徒等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童生徒等の所在を確認すること。
- ② 幼稚園及び特別支援学校においては、通学用の自動車を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認をすること。
 - ※ 安全装置を装備しなくても、確実に児童生徒等の所在確認が行われると考えられる 2 列以下の自動車等を除く。
 - ※ なお、当該安全装置に係る規定については経過措置を設け、ブザー等の装置を備えることが困難である場合は、令和六年三月三十一日までの間、車内の児童生徒等の所在の見落としを防止するための代替的な措置を講じることとして差し支えないこととする。

3 施行予定日

公 布 日：令和 4 年 12 月下旬（予定）

施行期日：令和 5 年 4 月 1 日